

平成 15 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ジョイント・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 東海林 義信
(コード番号：8874 東証1部)
問合わせ先 専務取締役 関 根 達 也
(TEL 03 - 5759 - 8877)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の当社取締役会において、平成 15 年 6 月 24 日開催予定の当社第 17 回定時株主総会の決議を条件にストックオプション制度導入のため、商法第 280 条の 20 および第 280 条の 21 に規定する新株予約権を無償にて発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社の取締役・監査役及び使用人(執行役員を含む)並びに当社子会社の取締役に対して、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当社グループの企業価値を高める事で、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入するためであります。

・新株予約権の要領

1. 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式

2. 新株予約権の目的たる株式の数

合計 289,800 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

合計 2,898 個を上限とする。(新株予約権 1 個あたりの目的たる株式の数 100 株。ただし、株式割又は株式併合を行なった場合は、上記 2. と同様の調整を行う。)

4. 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

5. 新株予約権の行使に際する払込金額

新株予約権 1 個当りの払込金額は、次により決定される 1 株当りの払込金額に 3. に定める新株予約権 1 個

の株式数を乗じた金額とする。1株当りの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の申込日における終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価格で株式を発行する場合、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式併合の場合は併合株式数を減じる)}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は発行価額の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権行使期間

平成16年7月1日から平成20年6月30日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の何れかの地位を有している場合に限り、権利を行使する事ができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
- (3) 新株予約権者は当社普通株式の終値が5.新株予約権行使に伴う払込金額に定めた発行価額の130%以上の場合に限り、権利行使の申込みを行うことができる。
- (4) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- (5) その他の条件については、本株主総会及びその後取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるものとする。

8. 新株予約権の消却事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 新株予約権者が7.(1)または(5)の条件を満たさない状態になり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することが出来る。ただし、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。

. 停止条件について

上記の内容については、平成15年6月24日開催予定の当社第17回定時株主総会において「当社の取締役・監査役及び使用人(執行役員を含む)並びに当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が決議されることを停止条件としております。

以上